

# 自然科学研究機構生理学研究所電子顕微鏡等有償利用規則

平成24年1月4日  
生研規則第6号

(趣旨)

第1条 この規則は、自然科学研究機構生理学研究所（以下「研究所」という。）が管理する電子顕微鏡及び周辺機器（以下「電子顕微鏡等」という。）の有償利用に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において「電子顕微鏡等有償利用」とは、研究所の電子顕微鏡等を利用する者（以下「利用者」という。）が別紙の各号に掲げる電子顕微鏡等を有償で利用することをいう。

(申請)

第3条 利用者は、あらかじめ別記様式第1号による申請書を研究所長に提出しなければならない。

(許可)

第4条 研究所長は、前条による申請があった場合には、電子顕微鏡等外部利用ワーキンググループの意見を聴き、申請を適当と認めたときは、別記様式第2号により、利用を許可するものとする。

(報告)

第5条 利用者は、電子顕微鏡等の利用が終了した日から30日以内に別記様式第3号による報告書を研究所長に提出しなければならない。

(使用料等)

第6条 利用者は、別に定めるところにより電子顕微鏡等の使用料を納付しなければならない。

2 利用者は、電子顕微鏡等を利用する際に研究所職員によるアドバイス、撮像若しくは解析を受けた場合又は消耗品を使用した場合は、前項に規定する使用料に加え、所定の料金及び消耗品料を納付しなければならない。

(知的財産権の取扱い)

第7条 利用者が、電子顕微鏡等を利用して得られた研究成果による発明等に係る知的財産権（「知的財産権」とは、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、回路配置利用権、育成者権、著作権、ノウハウ及びその他一切の知的財産権をいう。）の取扱いは、大学共同利用機関法人自然科学研究機構知的財産ポリシー（平成16年4月1日制定）によるものとし、知的財産権の権利の帰属については、別途協議するものとする。

(規程等の遵守)

第8条 利用者は、関係法令、機構で定める規程等及び指示を遵守しなければならない。

(損害賠償)

第9条 利用者は、研究所の施設・設備等を滅失又はき損したときは、その損害を賠償しなければならない。

(その他)

第10条 この規則の実施に関し必要な事項は、研究所長が別に定める。

附 則

この規則は、平成24年1月4日から施行する。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和4年10月11日から施行する。

別紙

- 一 位相差電子顕微鏡 日本電子株式会社 JEM-2200(FS)
- 二 電界放射型電子顕微鏡 日本電子株式会社 JEM-2100(CR)
- 三 真空蒸着装置 日本電子株式会社 JEE-420
- 四 マグネトロンスパッタ装置 株式会社真空デバイス MSP-1S



### 3 利用目的

### 4 利用計画

### 5 利用希望装置

### 6 利用希望時期及び利用希望時間数

### 7 観察試料

- (1) 試料名
- (2) 形態形状（固体，液体等）
- (3) 重量
- (4) 安全性
- (5) 使用後の処理
- (6) （ヒト由来の試料の場合）倫理委員会の承認を受けているか
- (7) 生理学研究所での倫理審査の必要性の有無

### 8 必要とする装置・器具等

- (1) 装置・器具（数量）
- (2) 持込む装置・器具（数量）
- (3) その他（寒剤（液体ヘリウム，液体窒素）等）

### 9 その他

- (1) 事前打合せの研究所対応者名
- (2) その他特記事項

請求書の送付先が「申請者」欄の記載情報と異なる場合は、こちらに記載ください。

請求書に記載する宛名・住所：

請求書の送付先 E-mail・又は住所・ご担当者名：

請求書は、原則公印を省略し、E-mail で送付します。特に公印を押印した紙媒体の請求書が必要な場合は、以下にチェックをご記入ください。

請求書に公印の押印が必要

別記様式第2号

生理学研究所電子顕微鏡等有償利用許可書

年 月 日

(申請者) 殿

自然科学研究機構  
生理学研究所長

年 月 日付で申請のあった下記の題目について電子顕微鏡等の有償利用を許可します。

記

1 題目

2 利用時間・時間数 ○○:○○～○○:○○, ○○時間

3 使用料

\_\_\_\_\_円(消費税込み)

※この金額は見込み(消耗品料・アドバイス・撮像・解析に係る金額を含まない)であり、実際の使用料は請求書により別途通知します。

(使用料内訳)

(付記)

・観察で得られたデータは、本研究所が保障するものではない。



### 3 利用報告

#### (1) 利用日時

利用日	利用時間	時間数	備 考
	: ~ :		
	: ~ :		
	: ~ :		

#### (2) 利用結果 (簡潔に)